

(2) 重要度区分（価値区分）及び保全水準の設定

選定された保全対象ごとに、各価値軸の重要度区分及び保全水準を設定し、主たる価値軸の種類と重要度の判断理由を付して保全目標の一覧表を作成する。

保全対象の重要度区分及び保全水準は、表12-10のとおりである。

表12-10 保全対象の重要度区分及び保全水準

重要度区分	保 全 水 準
Aランク	努めて保全 (厳正保護)
Bランク	相当程度保全 (適正保全)
Cランク	影響を努めて最小化 (維持努力)

(3) 工事の実施

工事の実施に伴う影響については、現況調査により作成した植物の分布図と対象事業により発生する濁水、大気汚染物質等の予測結果を基に、生育環境の変化の内容、箇所及び程度について、類似事例の引用、解析又は学識経験者等の専門家の意見を参考に定性的に予測する。

類似事例を参照する場合には、同じ要因に対して類似事例と同様の反応を示すとは限らないので、類似事例についての概要、解析結果及び対象事業に応用できる理由等を明らかにするものとする。

(4) 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在に伴う生育場の消失による影響及び施設の供用に伴う周辺に及ぼす影響については、対象事業の土地又は工作物等の具体的内容と重要な種等の分布との重ね合わせ及び施設の供用による大気、水質等の予測結果を基に、生育地の消失、生息環境の変化の内容、箇所及び程度について、類似事例の引用、解析又は学識経験者等の専門家の意見を参考に定性的に予測する。

類似事例を参照する場合には、同じ要因に対して類似事例と同様の反応を示すとは限らないので、類似事例についての概要、解析結果及び対象事業に応用できる理由等を明らかにするものとする。

6 予測地域

予測地域は、調査地域に準じる。

7 予測対象時期等

(1) 工事の実施

工事の実施における予測対象時期は、工事の種類、工法、期間、場所及び地域特性等を考慮して、陸生植物に著しい影響を及ぼすことが予想される時期とする。

なお、工期が長期間にわたる場合、工区がいくつかに分割されている場合、影響の著しい工種が複数あり時期的に独立している場合等については、それぞれの時期に設定する。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用における予測対象時期は、事業特性や対象とする植物を勘案し設定するが、工事完了後一定期間が経過し、事業による影響が恒常的になり、植物の生育状況が安定し、環境保全のための措置の効果が確認できる時期とする。